

平成31年度 第一次実行計画事業 予算見積もりの査定結果

(単位:千円、△は減)

「広報しんじゅく」30年12月5日号4・5面に掲載した第一次実行計画(30～32(2020)年度)で取り組む事業の一部の31年度予算見積もりについて、予算案の金額と調整内容をお知らせします。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿



事業名	見積額	予算額	調整額・内容
◎気軽に健康づくりに取り組める環境整備	28,279	26,792	健康ポイント事業委託等の精査による減額 △1,487
◎高齢期の健康づくりと介護予防の推進	25,273	25,273	見積もりどおり
◎認知症高齢者への支援体制の充実	53,896	53,896	見積もりどおり
◎障害を理由とする差別の解消の推進	33,647	33,647	見積もりどおり
◎着実な保育所待機児童対策等の推進	398,639	1,210,936	私立保育所5か所の追加整備等による増額 812,297
◎放課後の居場所の充実	1,736,644	1,736,085	放課後子どもひろばの工事費等の精査による減額 △559
◎妊娠期からの子育て支援	54,076	51,973	育児パッケージ発送経費等の精査による減額 △2,103
◎児童相談所移管準備	286,597	290,985	労務単価の上昇に伴う設計委託料等の増額 4,388
◎一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進	248,632	245,225	日本語サポート指導の委託料等の精査による減額 △3,407
◎東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進	37,006	36,483	英語キャンプのバス借り上げ単価の精査による減額 △523
◎若者の区政参加の促進	3,606	3,606	見積もりどおり
◎町会・自治会活性化への支援	4,641	4,641	見積もりどおり



▲気軽に健康づくりに取り組める「しんじゅくシティウォーク」



▲まちの安全性を高める細街路の拡幅整備



▲特色・魅力を生かし、賑わいの創出を目指す新宿中央公園

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造



事業名	見積額	予算額	調整額・内容
◎ユニバーサルデザインまちづくりの推進	14,415	14,415	見積もりどおり
◎人にやさしい道路の整備	351,917	364,890	[移動等円滑化促進方針]策定に向けた実態調査の実施による増額 12,973
◎新宿中央公園の魅力向上	195,168	195,168	見積もりどおり
◎清潔で美しいトイレづくり	252,577	252,577	見積もりどおり
◎ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	1,390,866	1,386,474	リサイクル処理委託料等の精査による減額 △4,392
◎観光と一体となった産業振興	17,250	21,227	(仮称)新宿ものづくりマイスター会開催等経費を増額 3,977
◎商店街の魅力づくりの推進	29,632	29,805	商店会情報誌作成委託料を増額 173
◎漱石山房記念館を中心とした情報発信	25,294	36,294	イベント委託料を増額 11,000
◎東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成(普及啓発)	359,380	359,380	見積もりどおり

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化



事業名	見積額	予算額	調整額・内容
◎建築物等の耐震性強化	1,186,839	1,186,839	見積もりどおり
◎細街路の拡幅整備	329,284	329,284	見積もりどおり
◎道路の無電柱化整備	346,202	346,202	見積もりどおり
◎災害医療体制の充実	28,671	28,671	見積もりどおり
◎マンション防災対策の充実	3,760	3,760	見積もりどおり
◎客引き行為防止等の防犯活動強化	56,898	56,898	見積もりどおり

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

事業名	見積額	予算額	調整額・内容
◎行政評価制度の推進	4,733	4,733	見積もりどおり

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

事業名	見積額	予算額	調整額・内容
◎区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	15,166	15,053	事務費の精査による減額 △113

不合理な税制改正等に対する特別区の主張

●一方的に奪われる特別区の税源

地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正等により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。

こうした不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は現時点で1,300億円超、消費税率10%段階では2,000億円に迫る規模で、これは特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差は、国の責任で地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整するべきです。

●目指すべき地方税財源の充実

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。

また、地方交付税交付金の不交付団体であることから、経済危機や大規模災害により地方税等が大幅に減収する場合にも、交付金等に頼らずに自らの財源で積み立てた基金の活用等により対応する必要があります。備えとしての基金の増加や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供し、自治体間の積極的な交流や協働事業により共存共栄する良好な関係構築を図ることであり、税源の奪い合いで自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体が持続可能な発展を目指すべきです。

